

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公開番号】特開2003-36395(P2003-36395A)

【公開日】平成15年2月7日(2003.2.7)

【出願番号】特願2002-174635(P2002-174635)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

G 06 Q 10/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 8

G 06 F 17/60 3 1 0 E

G 06 F 17/60 3 1 8 G

G 06 F 17/60 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月23日(2009.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 サーバ上に設けられ所定のデータを蓄積するデータ蓄積手段に、ネットワークを介してアクセスを行ない、該ネットワークを介して行なわれる贈与を仲介する贈与仲介システムであって、

複数の商品についての画像および価格を含む情報を、予め登録した商品情報記憶手段と、

贈与を受ける者についての情報を、ネットワーク上で特定可能な個人情報と共に予め登録する第1の記憶手段と、

贈与を行なう複数の者をネットワーク上で認識可能なパスワードをそれぞれ記憶する第2の記憶手段と、

前記ネットワークを介したアクセスがあったとき、前記個人情報の認証を行ない、前記第1の記憶手段に登録された個人情報の少なくとも一部との対応が認定された場合には、前記ネットワークを介した前記データ蓄積手段へのアクセスを許可する許可手段と、

該許可を受けたアクセスにより、前記商品情報記憶手段に登録された複数の商品の中から、贈与を受けようとする一以上の商品を選択し、該商品を前記データ蓄積手段に登録する商品登録手段と、

前記第2の記憶手段に記憶されたいずれか一のパスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対して、前記商品登録手段により登録された商品を、一覧的に画面表示する表示手段と、

該表示された商品について、前記パスワードを用いてアクセスした贈与を行なう者による代金の負担の申し込みを受け付ける申込手段と、

該申し込みされた商品を申し込み済みとして、前記記憶されたいずれのパスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対しても表示する申し込み済み表示手段と、

前記ネットワークを介したアクセスが前記許可手段により許可されたとき、前記商品登録手段によって登録された商品を一覧的に画面表示すると共に、申し込み済みの商品については、前記申し込みを行なった者を特定する情報を併せて表示する詳細情報表示手段と、

前記許可手段による許可を受けた後で、前記商品情報記憶手段に記録された商品以外の

商品に関する情報に基づいて、贈与を受けようとする一以上の商品を指定し、該指定された商品に関する情報を、前記データ蓄積手段に追加登録する商品登録追加手段と備え、

前記詳細情報表示手段は、前記商品登録追加手段が登録した商品を、前記商品登録手段により登録された商品と共に一覧的に画面表示させる
贈与仲介システム。

【請求項 2】 請求項 1 に記載の贈与仲介システムであって、

前記データ蓄積手段への許可を受けたアクセス後に、該データ蓄積手段とネットワークを介して連結された他のデータ蓄積手段へのアクセスを許可するアクセス許可手段と、

前記他のデータ蓄積手段に格納された商品に関する情報を、所定の指示に基づいて取得する商品情報取得手段とを備え、

前記商品登録追加手段は、該商品情報取得手段により取得された情報に基づいて前記贈与を受けようとする一以上の商品を指定し、該商品に関する情報を前記データ蓄積手段に登録する手段である

贈与仲介システム。

【請求項 3】 前記商品情報取得手段は、前記商品に関する情報として、該商品の品名や品番等の該商品自体に関する情報に加えて、前記他のデータ蓄積手段内において前記商品に関する情報が格納されるアドレスの情報を取得する手段である請求項 2 に記載の贈与仲介システム。

【請求項 4】 請求項 2 または 3 に記載の贈与仲介システムであって、

前記データ蓄積手段は、前記データとして、商品に関する情報を予め蓄積する手段であり、

前記商品情報取得手段は、該データ蓄積手段に蓄積された商品に関する情報および前記他のデータ蓄積手段に格納された商品に関する情報の双方を取得可能な手段であり、

前記商品登録追加手段は、該商品情報取得手段により取得された前記双方の情報を、前記データ蓄積手段内の共通のリスト上に登録する手段である

贈与仲介システム。

【請求項 5】 前記データ蓄積手段内の共通のリスト上に登録された情報を、一覧的に画面表示する表示手段を備えた請求項 4 に記載の贈与仲介システム。

【請求項 6】 前記商品登録手段によって情報が登録された商品の代金を、前記データ蓄積手段を管理するサーバと前記他のデータ蓄積手段を管理するサーバとの間で、ネットワークを介して決済する決済手段を備えた請求項 2 ないし 5 のいずれかに記載の贈与仲介システム。

【請求項 7】 請求項 1 に記載の贈与仲介システムであって、

前記データ蓄積手段にネットワークを介してアクセス可能な端末を、商品を販売する店舗に配置し、

前記商品登録追加手段は、前記端末からの許可を受けたアクセスの後、前記贈与を受ける者が該店舗で確認した商品の情報に基づいて、前記贈与を受けようとする一以上の商品を指定し、該商品に関する情報を前記データ蓄積手段に登録する手段である

贈与仲介システム。

【請求項 8】 サーバ上に設けられ所定のデータを蓄積するデータ蓄積手段に、ネットワークを介してアクセスして行なわれる贈与を仲介する贈与仲介方法であって、

複数の商品についての画像および価格を含む情報を、予め登録し、

贈与を受ける者についての情報を、ネットワーク上で特定可能な個人情報と共に、前記サーバの所定の記憶手段に予め登録し、

贈与を行なう複数の者をネットワーク上で認識可能なパスワードをそれぞれ記憶し、

前記ネットワークを介したアクセスがあったとき、前記個人情報の認証を行ない、前記記憶手段に登録された個人情報の少なくとも一部との対応が認定された場合には、前記ネットワークを介した前記データ蓄積手段へのアクセスを許可し、

該許可を受けたアクセスにより、前記予め登録された複数の商品の中から、贈与を受け

ようとする一以上の商品を選択して、前記データ蓄積手段に登録すると共に、前記予め登録された商品以外の商品に関する情報に基づいて、贈与を受けようとする一以上の商品を、前記データ蓄積手段に追加登録し、

前記パスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対して、前記登録された商品および追加登録された商品を、一覧的に画面表示し、

該表示された商品について、前記パスワードを用いてアクセスした贈与を行なう者による代金の負担の申し込みを受け付け、

該申し込みされた商品を申し込み済みとして、前記記憶されたいずれのパスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対しても表示し、

前記ネットワークを介した前記贈与を受ける者によるアクセスが許可されたとき、前記登録された商品を一覧的に画面表示すると共に、申し込み済みの商品については、前記申し込みを行なった者を特定する情報を併せて表示する

贈与仲介方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段およびその作用・効果】

本発明の贈与仲介システムは、

サーバ上に設けられ所定のデータを蓄積するデータ蓄積手段に、ネットワークを介してアクセスを行ない、該ネットワークを介して行なわれる贈与を仲介する贈与仲介システムであって、

複数の商品についての画像および価格を含む情報を、予め登録した商品情報記憶手段と

、
贈与を受ける者についての情報を、ネットワーク上で特定可能な個人情報と共に予め登録する第1の記憶手段と、

贈与を行なう複数の者をネットワーク上で認識可能なパスワードをそれぞれ記憶する第2の記憶手段と、

前記ネットワークを介したアクセスがあったとき、前記個人情報の認証を行ない、前記第1の記憶手段に登録された個人情報の少なくとも一部との対応が認定された場合には、前記ネットワークを介した前記データ蓄積手段へのアクセスを許可する許可手段と、

該許可を受けたアクセスにより、前記商品情報記憶手段に登録された複数の商品の中から、贈与を受けようとする一以上の商品を選択し、該商品を前記データ蓄積手段に登録する商品登録手段と、

前記第2の記憶手段に記憶されたいずれか一のパスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対して、前記商品登録手段により登録された商品を、一覧的に画面表示する表示手段と、

該表示された商品について、前記パスワードを用いてアクセスした贈与を行なう者による代金の負担の申し込みを受け付ける申込手段と、

該申し込みされた商品を申し込み済みとして、前記記憶されたいずれのパスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対しても表示する申し込み済み表示手段と

前記ネットワークを介したアクセスが前記許可手段により許可されたとき、前記商品登録手段によって登録された商品を一覧的に画面表示すると共に、申し込み済みの商品については、前記申し込みを行なった者を特定する情報を併せて表示する詳細情報表示手段と

前記許可手段による許可を受けた後で、前記商品情報記憶手段に記録された商品以外の商品に関する情報に基づいて、贈与を受けようとする一以上の商品を指定し、該指定された商品に関する情報を前記データ蓄積手段に追加登録する商品登録追加手段と

を備え、

前記詳細情報表示手段は、前記商品登録追加手段が登録した商品を、前記商品登録手段により登録された商品と共に一覧的に画面表示させることを要旨としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、この贈与仲介システムに対応した贈与仲介方法の発明は、
サーバ上に設けられ所定のデータを蓄積するデータ蓄積手段に、ネットワークを介して
アクセスして行なわれる贈与を仲介する贈与仲介方法であって、
複数の商品についての画像および価格を含む情報を、予め登録し、

贈与を受ける者についての情報を、ネットワーク上で特定可能な個人情報と共に、前記
サーバの所定の記憶手段に予め登録し、

贈与を行なう複数の者をネットワーク上で認識可能なパスワードをそれぞれ記憶し、
前記ネットワークを介したアクセスがあったとき、前記個人情報の認証を行ない、前記
記憶手段に登録された個人情報の少なくとも一部との対応が認定された場合には、前記ネ
ットワークを介した前記データ蓄積手段へのアクセスを許可し、

該許可を受けたアクセスにより、前記予め登録された複数の商品の中から、贈与を受け
ようとする一以上の商品を選択して、前記データ蓄積手段に登録すると共に、前記予め登
録された商品以外の商品に関する情報に基づいて、贈与を受けようとする一以上の商品を
、前記データ蓄積手段に追加登録し、

前記パスワードを用いた前記ネットワークを介したアクセスに対して、前記登録された
商品および追加登録された商品を、一覧的に画面表示し、

該表示された商品について、前記パスワードを用いてアクセスした贈与を行なう者による
代金の負担の申し込みを受け付け、

該申し込みされた商品を申し込み済みとして、前記記憶されたいずれのパスワードを用い
た前記ネットワークを介したアクセスに対しても表示し、

前記ネットワークを介した前記贈与を受ける者によるアクセスが許可されたとき、前記
登録された商品を一覧的に画面表示すると共に、申し込み済みの商品については、前記申
し込みを行なった者を特定する情報を併せて表示すること

を要旨としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】